

静岡県教育委員会

議事録

令和3年度 第6回定例
7月27日（火）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年7月27日に教育委員会第6回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|---|----|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和3年7月27日（火） | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明 宏
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 後 藤 康 雄 | | |
| | 事務局（説明員） | 長 澤 由 哉 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
水 口 秀 樹 理事（総括担当）
松 井 和 子 理事
松 下 明 生 参事兼教育施設課長
宮 崎 文 秀 参事兼義務教育課長
堀 口 敬 記 教育総務課長
中 山 雄 二 教育政策課長
青 木 康 行 財務課長
本 村 勉 教育厚生課長
本 多 伸 治 高校教育課長
伊 賀 匡 特別支援教育課長
近 藤 浩 通 健康体育課長
山 下 英 作 社会教育課長
中 川 恵 静岡教育事務所長
松 山 淳 静岡西教育事務所長
松 下 和 弘 総合教育センター所長
赤 石 達 彦 中央図書館長
貝 瀬 佳 章 教育総務課参事 | | |

4 その他

- (1) 第7、8、9、10号議案は可決された。
- (2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。

第8号議案は議会提出前案件のため、第9、10号議案は人事案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第8、9、10号議案は非公開とする。公開案件から審議する。

第7号議案 令和4年度静岡県立高等学校学科改善

教 育 長： 第7号議案「令和4年度静岡県立高等学校学科改善」について本多高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案について説明>

教 育 長： まず、私から質問をさせていただきたい。全国的に見てどのような学科名が使用されているか。

高校教育課長： 県内においては、「商業科」だけでなく、他の名称を使っている学校は複数校ある。全国的に見ると、「商業科」を使用している学校は47都道府県の内、36都道府県ある。次に多いのが「総合ビジネス科」で、47都道府県の内、24都道府県で使用されている。これらが一番多いところで、他に「ビジネス創造科」、「地域ビジネス科」等が数県で使用されている。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 島田地区の大人の意見は理解できたが、実際に学校に通う中学3年生や在校生の意見は聞いているか。また、今回の改変は4分野について相互に関連づけるものとの説明であったが、今回の学科名を改変する上で、これらの4分野、特にマーケティングのプロセスを使用して決定しているか。

高校教育課長： 今回は、直接生徒からの聞き取りは行っていない。ただ、中学校側については、生徒の受験行動を大きく作用する校長に聞いている。「4分類をバランスよく学ぶ」という視点に立ち、校内で様々な意見を聞き、「商業科」という名称が、その学びを一番表すのではないかという意見となった。

また、前回の教育委員の皆様の意見を伺い、企業担当者や中学校の校長にも意見聴取をし、再度検討をした。どのような学科改善を行うかを情報として外に出し難い中、中学生から直接意見聴取することは難しいため、中学校にはできる限り丁寧に説明をして、意見を聴取した。

渡 邊 委 員： 学科名の改変に関わるということは、「自分たちの学校の方向性を決める」ということで、在校生にとっては、またとない学習材料の機会ではなかったかと思い、残念に思う。

中学校の校長や企業担当者は、無難なことしか言わないのは目に見える。このコロナ禍で公立離れが進んでいる。県内においても、私立のほうがアクティブで今の時代にあったPRをしている。このようなプロセスで学科名を決めるということは、ベストな選択ではないと感じて

いる。

高校教育課長： 島田商業高校もこの2年、生徒募集に苦しんでいる。そのような中で、生徒にとってより良い学びの環境を整えられるかを考えながら学科改善に取り組んできている。学科改善の内容を表すのにふさわしい名称として、今回の名称となっている。学校としても今回の学科改善には危機感を持って取り組んでできることを理解していただきたい。

後藤委員： 課長から話があったとおり、私のような県内の中部の人間にとっては、島田商業というのは名門という認識がある。個人的意見とすれば、地元の人が反対していれば別だが、「商業科」という名称が古いと思わなく、逆に伝統とを感じる。私個人としては「商業科」で良いと思う。

高校教育課長： 後藤委員の意見のとおり、中学校や企業担当者への聞き取りの際、伝統校を表すものとしてわかりやすいという意見は多かった。

後藤委員： こういうものはローカル性がある。逆に少し時間が経過すればこういう古い名称のほうが若い人にとっても魅力的に感じる可能性があると思う。

渡邊委員： 私の意見としては、プロセスの中に当事者が入っていないのが問題ということである。

伊東委員： 今回の名称はこれでいいと思うが、渡邊委員の意見のとおり、今後調査等をする際は、当事者の意見として在校生や卒業生等の若い世代からヒアリングをしていただきたい。

教育長： 他に質疑はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案について原案どおり可決することに異議はないか。

渡邊委員： 異議あり。

藤井委員： 異議なし。

伊東委員： 異議なし。

後藤委員： 異議なし。

教育長： 全委員の過半数が原案に賛成なので、本案について原案どおり可決する。

報告事項1 令和4年度公立高等学校入学者選抜実施要領

教育長： 報告事項1「令和4年度公立高等学校入学者選抜実施要領」について本多高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 学校裁量枠における重視する観点の追加を見ると、「今まで何をやってきたのか」、「これから何をやりたいのか」という観点で追加されたものであると思うが、スポーツ、文化・芸術等において秀でた才能又はやる気のある生徒を裁量枠で対象とするというのが、追加の中には見えないが、実際にはそういうものが対象とされているという理解でよいか。

高校教育課長： 今年度については、藤井委員から質問のあった事項については対象と

していない。ただ、文化的・体育的な活動のところ、野球やサッカーに偏りがあることについて、今まで委員の皆様から指摘があったが、令和5年度に向けて、競技実績の明確化と併せて、部活動に限らず、校内の生徒会動等の顕著な活動については裁量枠の中で評価し、選抜していくという制度を検討している。来年度にはそういった観点の評価も新設していきたい。

藤井委員： なかなか評価は難しく、それほどたくさん才能や実績がある生徒がいるわけでもないと思うが、学業の成績だけでなく、それ以外の才能をしっかりと見定めて、チャンスを広く与えるという点において、是非そのへんは具体的な成果になるよう検討いただきたい。

高校教育課長： 今年度も検討は続けていくので、検討結果については、報告していきたい。

渡邊委員： 裁量枠の導入について、反応した学校があり、先進的な取組についての理解も少しずつ進んでいる印象を受けた。また、「公立学校入学者選抜実施要領」に各学校がどのような観点で生徒募集をするかという、スクールポリシーが入ってきており、学校の個性を打ち出していることについては、大きな進歩だと考えている。また、今回のオリンピックを見ても種目が多様化しており、これまでの学校教育では取り扱ってこなかったスポーツで活躍をしている児童生徒もたくさんいるので、そのような子どもたちが県立学校と両立をして世界に羽ばたいていくというようなことも、間口を広げることによっておきると期待している。今後、県立高校の裁量枠の変化に関しては、県民の方に広く理解を求めていきたいところである。令和5年度以降、教育実績の明確化という部分も含めて、大きな変化が起こるが、現在の中学1・2年生に向けて、「変化が起こる」ということの周知はどれくらい進んでいるのか報告をいただきたい。

高校教育課長： まだ最終的にどのようなものになるかが決定されないため、中学生への周知については、もう少し内容を詰めてから実施したいと考えている。

渡邊委員： 慎重になる部分も必要だと思うが、全くこれまでと同じ感覚で野球やサッカーを頑張っている生徒が、それが評価されなかったということになると、がっかりさせることになりかねない。「様々な分野で活躍をしている生徒を評価する気持ちがある」という大きな方向性だけでも示しておくことが大事なのではないか。

高校教育課長： 委員の指摘のとおり、早い段階で周知することは重要であると考えている。ただ、今の段階では、どういう実績にするということについては詰めきれておらず、委員の話にもあった不安にも回答ができない段階であるため、もう少し内容を詰めた後に出せればと考えている。

渡邊委員： どうしても慎重にならなくてはいけないということは理解しているが、「多様な才能を評価する」というようなメッセージが伝われば良いと思うので、検討をいただければと思う。

高校教育課長： そのあたりについては、中学校にも意見を聞きながら、どういう時期がいいのかということも含めて、調整をしながら検討をしていきたいと思う。また、今回報告した令和4年度の募集と被ってしまうと混乱を招く可能性もあるため、そこも含めて検討していきたいと思う。

渡 邊 委 員： 中学2年生に関しては、秋から新人戦も始まるため、やはり大きな方向性だけでも示してあげられれば良いと思うので、検討いただきたい。

藤 井 委 員： 性差別につながるような要項や要領のようなものは一切ないという認識でよいか。

高校教育課長： 今年度から性別欄も廃止している。社会的に性差別が問題となっていることも認識しており、注意しながら作成しているため、そういった懸念はない。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非> 8号議案 令和3年6月県議会定例会に提出する議案

教 育 長： 第8号議案「令和3年6月県議会定例会に提出する議案」について青木財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 伊豆山地区の児童生徒の被害状況、また、どのような支援が必要とされているかについて報告をいただきたい。

参事兼義務教育課長： 熱海中学校と伊豆山小学校において自宅が流された方の半数はホテルや親戚の家に避難しているということであるが、ホテルに避難された方の数は減っている。先週末から学校は夏休みに入っている。被害後の1週目は学校休業で、第2週目から学校が始まったが、最初は動揺が見られるということで、スクールカウンセラーの緊急派遣の要望があり、直ちにカウンセラーを派遣して対応をしている。通常、スクールカウンセラーは月に数日しか行く機会がなかったが、今は常駐している。希望があれば3月まで対応できる体制を整えている。第2週、3週と経過し、子どもたちにも落ち着きが見られるようになっているということであるが、精神的にも身体的にも疲れが見られるという報告は受けている。教科書や学用品が流されてしまったという児童生徒もいるため、国庫補助を活用して対応をしている。

渡 邊 委 員： 経験が豊富な方にサポートをしてもらうということは、一番大切なことと思うので、引き続き支援をお願いしたい。

後 藤 委 員： 学校の校舎やグラウンドの損害はなかったか。

参事兼義務教育課長： 校舎自体に損害はないが、インターネットが利用できなかったり、最初は電気・ガスが使用できない等があったが、現在は復旧している。

ただ、道路が寸断されており、通学ができないケースがある。伊豆山小学校はグラウンドが自衛隊の基地になっている関係で使用できないという状況がある。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第8号議案について、原案のとおり可決する。

<非>第9号議案 教職員の懲戒処分

<非>第10号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、令和3年度第6回教育委員会定例会を閉会とする。